第2回

下水道事業経営に関する研究会

令和5年(2023年)11月17日(金)

滋賀県琵琶湖環境部下水道課

目次

1. 滋賀県琵琶湖流域下水道事業におけるこれまでの経緯	4
2. 負担金の格差について	9
3. 負担に対する考え方	11
4. 今回の論点	15
参考資料	17

研究会の目的と検討したい論点は以下のとおりです

研究会の目的及び位置づけ

本研究会の目的

以下の内容を検討すること

- 流域下水道事業の持続可能な運営の方向性について
- 流域下水道事業における受益と負担の考え方について

今回の研究会において検討したい論点

- 処理区間の負担の格差(※)についてどうとらえるべきか。
 - •これまでの負担の考え方について
 - ・今後の負担の考え方について
- ※今回の研究会で検討する格差とは、市町が県に対して支払う負担金単価の差を 指し、住民が支払う下水道使用料の差は研究会の検討範囲外とします。

1. 滋賀県琵琶湖流域下水道事業のこれまでの経緯

滋賀県における下水道整備

下水道整備の背景

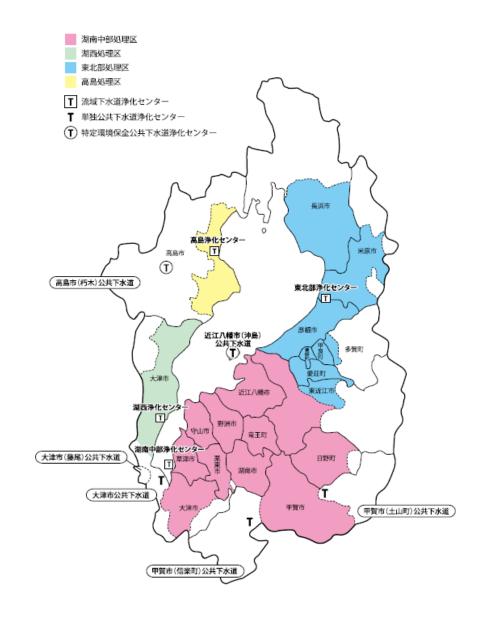
年代	琵琶湖を取り巻く状況		
1960年代	高度経済成長に伴い <u>水質汚濁</u> が問題化		
1970年代	「琵琶湖周辺流域下水道基本計画」を策定 流域下水道事業を開始		
1980年代~	滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する 条例を制定し、高度処理 を実施。 急速に下水道整備を進める。		

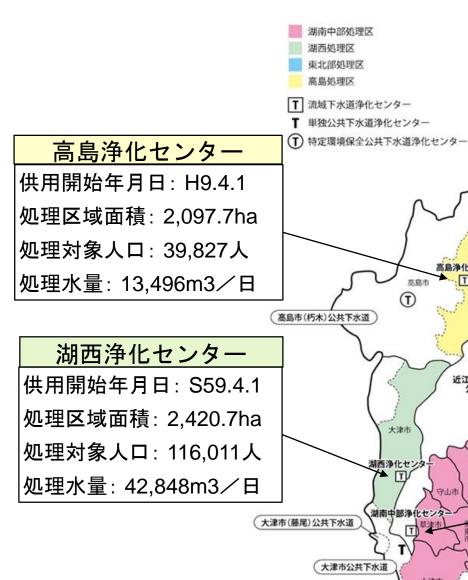
- ✓ 滋賀県は琵琶湖の恩恵を受け栄えてきた歴史があります。
- ✓ 県民共有の財産である琵琶湖の水質汚濁が深刻化したことをきっかけに、下水道整備が急務となりました。
- ✓ 琵琶湖は県内だけでなく<u>京阪神地域の貴重な水資源でもある</u>こと、汚濁の進行が進む と回復に時間を要することから、できるだけ早く琵琶湖流域全域に下水道整備を行う必 要がある点を踏まえ、<u>県と市町が一体となって急速に下水道を整備</u>してきました。

琵琶湖周辺流域下水道基本計画をもとに、流域下水道事業を4処理区に区分し、 処理区ごとに独立採算制をとっています。

4処理区への区分と独立採算制の経緯

- ✓ 公共用水域の保全と、県民の快適な居住環境を実現するための有効な手段として下水道を位置づけ、「琵琶湖周辺流域下水道基本計画」を1971年度に策定しました。
- ✓ 当該計画において、閉鎖性水域である琵琶湖の水質保全、とくに富栄養化防止や経済的な建設費と供用開始後の維持管理等の視点から処理区の検討が行われ、「湖南中部」「湖西」「東北部」「高島」の4処理区に分けて処理することとなりました。
- ✓ 4処理区それぞれで供用開始の時期が異なること等もあり、処理区ごとの独立採算性がとられています。





東北部浄化センター

供用開始年月日: H3.4.1

長浜市

東北部浄化センタ

要莊町

東近江市

甲賀市

集近江市

日野町

多質町

甲賀市(土山町)公共下水道

近江八幡市(沖島) 公共下水道

野洲市

甲賀市(信楽町)公共下水道

T

近江八幡市

竜王町

処理区域面積: 10,411.8ha

処理対象人口: 276,970人

|処理水量: 100,128m3/日

湖南中部浄化センター

供用開始年月日: S57.4.1

処理区域面積:18,806.3ha

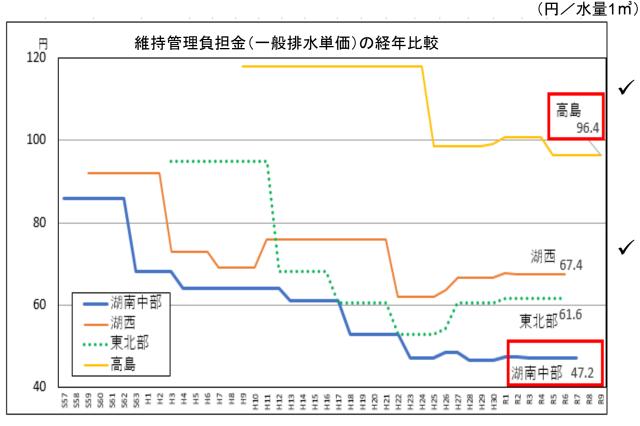
処理対象人口:751,918人

処理水量:264,274m3/日

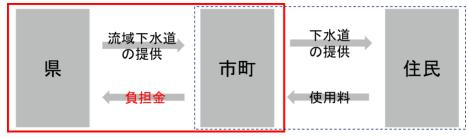
流域下水道事業は、県の整備・管理する流 域下水道と市町の整備・管理する流域関連 公共下水道により構成されています。

処理区ごとの独立採算制を採用している現状において、維持管理負担金単価が 最も高い処理区と最も低い処理区で2倍の差が生じています

4処理区間の維持管理負担金単価の状況



- 処理区の規模や供用開始時期、流入水量等の要因により、各処理区の負担金単価が異なり格差があります。
- ✓ 高島処理区と湖南中部処理 区の負担金単価には約2倍 の差があります。

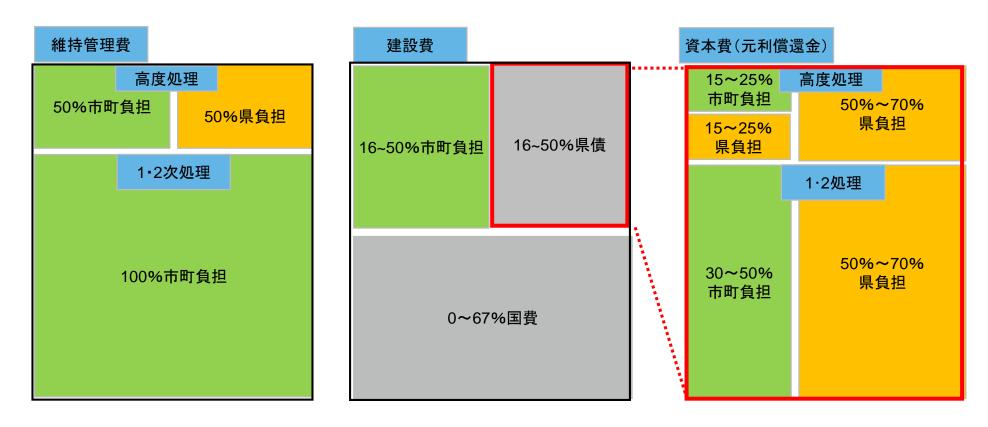


市町の負担金額

維持管理負担金単価 × 使用水量等

現状の県と市町の負担状況は以下のとおりです

流域下水道事業における県と市町の負担状況



✓ 下水道の公共的役割に鑑み、汚水に係る費用の一部を公費負担としています。

2. 負担金の格差について

処理区間の負担金単価の「格差」についての考え方

現状維持とする考・ え方

- 汚水処理に係る便益を受けているものは誰かと考えると、 処理区ごとの独立採算制が原則であり、一定の格差はや むを得ない。
- 供用開始時期等の条件や過去からの負担の経緯、総額 も異なることから、現状で単価の低い処理区が他の処理 区の費用を負担することは受け入れ難い。

格差是正をする 考え方

- 琵琶湖の水質保全については全県民が便益を受けていると考えれば、その費用については、処理区毎ではなく流域下水道全体で負担するべき。
- 県の事業として行っているものであるから、処理区に関わらず同じ負担とすべき。

- ✓ 各処理区の状況により、格差についての考え方は異なります。
- ✓ しかし、処理区間の負担の公平性の観点から「格差は課題だ」という考え方があります。

3. 負担に対する考え方

下水道事業の役割により、費用負担をしています

下水道事業の役割

一般的な 下水道の役割	内容	受益の範囲	主な負担者
私的役割	公衆衛生の向上、生活環境の 改善	下水道使用者	下水道使用者
公共的役割	公共用水域の水質保全、 浸水の防除等	住民全員	国、地方公共団体

維持管理費

私的役割となる 1・2次処理に係る経費 市町(使用者)負担 100%

公共的役割が強い 高度処理に係る経費 (一般排水の場合)

県負担 50%

市町(使用者) 負担 50%

【滋賀県の特色】

✓ 琵琶湖などの公共用水域の水質保全のため、 1・2次処理に加え、県が 主導的に高度処理を実施しています。

都道府県ごとの維持管理負担金単価の格差の状況

都道府県	最大単価(円/㎡)	最小単価(円/㎡)	格差(最大/最小)
Α	132.7	39.8	3.3
В	161.8	50.0	3.2
С	145.0	45.0	3.2
D	112.2	35.1	3.2
Е	149.0	47.0	3.2
F	99.0	32.0	3.1
G	139.0	45.0	3.1
Н	149.0	49.0	3.0
I	181.0	65.0	2.8
J	106.0	41.0	2.6
K	139.0	57.0	2.4
L	111.1	46.2	2.4
М	155.0	65.0	2.4
N	133.1	56.1	2.4
滋賀県	96.4	47.2	2.0
0	91.0	45.0	2.0
Р	80.8	45.5	1.8
Q	116.6	83.6	1.4
R	77.8	60.4	1.3
S T	69.0	57.0	1.2
	100.8	91.5	1.1
U	64.1	59.2	1.1
V	115.7	109.7	1.1
W	90.0	89.0	1.0
X	38.7	38.7	1.0
Υ	59.4	59.4	1.0
Z	55.0	55.0	1.0
平均	109.9	56.1	2.0

(比較内容)

- ✓ 都道府県ごとの比較であり、県内に1流域 かつ1処理区のみの都道府県は対象外としています。
- ✓ また、定額負担や、単価を設定していない 団体については比較が困難であるため対 象外としています。
- ✓ 数値は令和5年度時点の情報です。

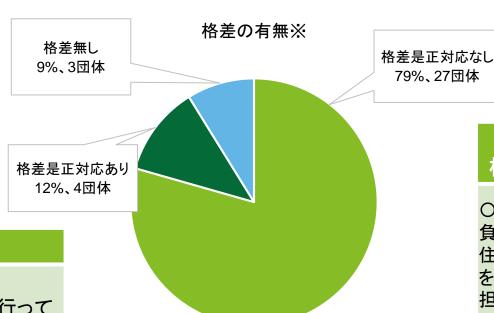
(分析の結果)

✓ 琵琶湖流域下水道事業における処理区間 の負担の格差は2.0倍となっており、平均的 です。

※各都道府県への調査結果に基づく。単価の算定方法については、必ずしも同一ではありません。

維持管理負担金の格差について、是正対応していない団体が約8割です

維持管理負担金に関するアンケート結果(格差の有無)



格差是正の内容

○滋賀県を含む3団体 資本費に対して軽減措置を行って いる。

(段階的に負担割合を引き上げ)

〇1団体

太陽光発電の売電益を負担の高い処理区に優先的に配分

■格差是正対応なし ■格差是正対応あり ■格差無し

※県内に1流域しかない団体を除いて算定

他県における 格差是正に対する検討結果

〇下水道事業は汚水私費・受益者 負担が原則であり、各処理区に居 住する住民等から排出される汚水 を収集・処理していることから、負 担を求める範囲を現在の処理区単 位とすることには妥当性がある。

○処理区単位から流域単位への 運営の変更は、流域関連全市町 村の合意が必要と考えるが、これ まで検討してきた中での市町村の 意見は、否定的な意見が大多数を 占める。

4. 今回の論点

第2回研究会で検討したい論点

第2回研究会において検討したい論点

- 処理区間の負担金単価の格差についてどうとらえるべきか
 - ・これまでの負担の考え方について
 - ・今後の負担の考え方について

本研究会で 検討対象とする範囲 使用料は市町の政策判断によって決定されるため、住民負担の格差は本研究会 の直接の検討対象ではありません

